

～障がい児施設給付費（通所）利用手続きについて～

保健福祉センターの窓口で障がい児施設給付費の申請を行う



障がい児相談支援の利用意向を決める



相談支援を利用しない

保護者が計画策定

相談支援を利用する

相談支援事業所が計画策定

相談支援事業所が未定

相談支援事業所が既定

選定会議にて
相談支援事業所が決定。
相談支援事業所と契約。



『障がい児支援利用計画案』に
ニーズやサービスの種類、日数
時間、曜日を記入する

相談支援事業所より計画案を策定するため、
サービスの種類、日数、時間、曜日等
ニーズ確認のため連絡が入る

利用計画案に基づいて利用決定し、受給者証が発行、送付される



サービス提供事業者との間で直接契約を行い、通所を開始することができます

